

# 第六十五回国会 議院 地方行政委員会議録 第二十八号

昭和四十六年五月十四日(金曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 塩川正十郎君 理事 砂田 重民君  
古屋 亭君 山口 鶴男君  
小濱 新次君 吉田 之久君

理事 岡崎 英城君 亀山 孝一君  
國場 幸昌君 高鳥 修君  
中村 弘海君 中山 正輝君

永山 忠則君 野呂 恒一君  
村田 敏次郎君 安田 豊 下平 正一君  
山口 敏夫君 和田 一郎君  
綿貫 民輔君 山本 弥之助君  
華山 親義君 永光君  
桑名 義治君 林 百郎君

門司 亮君

出席政府委員

自治大臣 秋田 大助君

出席政府委員

自治省行政局長 宮澤 弘君

自治省行政局公務員部長 山本 明君

委員外の出席者

調査室長 日原 正雄君

同日

辞任 野呂 恭一君

山本 幸一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同日

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君

補欠選任

同月

辞任 野呂 恭一君

山口 敏夫君

華山 親義君</

三重に非常に高い負担をしておるということが言えるわけですが、この点につきましては、すでに各委員から自治省が十分配慮することについての質問がなされておるわけでありますから、おそらく配慮が願えるものと思うのであります。部長さんとしてはどうでござりますか。これは早急といいますか、来年度予算あたりで高いところは直ちに配慮する。たとえば九十をこえるようなところは直ちに補助金なり負担金によって配慮するとといふような御答弁があつたよう記憶しておるわけでござります。これも間違ひなく来年度あたりに

りまして調査を進めてまいっております。したがいまして、大体めどがつきつゝございます。ただ問題は、きのうもお答えいたしましたように、若干お段階を設けることを考えておりますので、若干おくれるかもしれませんけれども、四十六年には実施いたしたい。基準を自治省令でお示しいたしたい。その場合に、財源措置は、四十七年、翌年度精算で特別交付税等によりまして、財政当局にお願いいたしまして財源措置をいたしたいということとを考えておるわけでござります。

○山本(明)政府委員 これはセツトしたものではございませんけれども、大体本人の掛け金のほうを中心にして私たちを考えたいと思っております。本人の負担を減らすという意味においてこれで、を中心に考えていくことで、大体四十

六から五十くらいのところには八割補助をする、それから五十一以上のところは十割補助をする、こういうような段階を設ける、これは例でござりますが、設けることによって、組合自身の企業努力をお願いすると同時に、片一方には、高くなりすぎたものについては十割の補助をするというのが適当ではないだろうかというので、若干四十六がいいか五十がいいか、その辺はもう少し実態を見て動かそうと思っておりますが、そういう気持ちを持っておるわけでございます。

○山本(弥)委員 それではあまり配慮しないことになりますしないでしようか。五十以上は一〇〇%ということになりますと、相当努力によりまして五十は下げるなればいかぬと私は思うのであります。五十以上は一〇〇%、四十六以上は八〇%ということもなく、もと四十見当あるいは四十そこそこというようななところできめるべきじやないかと思うのです、もし十割の補助金が出せない場合は、八割ということであれば四十くらいから考慮すべきじゃないかと思うのです。

大臣に、こまかい問題ですけれども、先ほどからお聞きになつておりますとおり、こういった北海道、東北、四国、九州という方面は、医療機関の分布状態からいしましてもあるいは職員の給与水準からいいましても、非常に低いところで無理をしておるということが言えるわけですから、そういうところほど高率の掛け金をしなければならないということについては、ある程度まで私は配慮すべきではないか。いわゆる最高度限を押さえますとして、普通平均が四十一くらいのところになつておるわけでありますから、この平均をこえるようないところは十割の補助金を出さないまでもある程度配慮し、それ以上高くなりますと、さらに十割

だけ御題旨に沿えるように、また御題旨を尊重して検討を前向きにしてみたいと思ひます。

○山本(弥)委員 この退職年金は恩給に準じてやつておられるわけであります。恩給のはうも逐次一々逐次といいますか、相当物価を配慮しあるいは公務員の給与水準を配慮するという方式が定着してきておるようであります。大体本年の改定も昨年の改定に準じた改定、物価の上昇率あるいは一部公務員の給与水準を配慮するというやり方をとつておるわけであります。したがつて、地方公務員につきましても恩給制度に準じておやりになつておりますので、むしろ総理府のほうにお聞きしなければならぬ問題かと思うのであります。が、去年と同じわけであります。が、消費者物価の上昇率にいたしましても、公務員の給与の上昇率にいたしましても、その直前の年度をとつておるわけじゃなくして、その前々年度との比較なんですね。これはある意味では将来スライド制に移行するということからいいましても、一応見当がつく限りにおきましては、本年度は四十四年度における上昇率ですが、四十五年度をとるというような配慮は考えられないものでございましょうか。

それともう一点、公務員の給与の上昇との関連で、公務員給与の上昇率から物価の上昇率を差引いてその六割を見ておるわけですね。これなども、六割をあるいは全額見るとか、もう少し率を高めるとか、いうふうに、少し給与の上昇にストライドさせるということも加味してもいいのじやないか、そういう気もするわけであります。が、どういうふうにお考えになつておりますか。

○山本(明)政府委員 恩給の年額の増額の考え方につきまして、これは私のほうが直接お答えすることは非常に困難でございますが、われわれの承っておりますところでは、先ほどおっしゃいましたように、四十四年の十月の水準の積み残し分を四十五年の十月の水準に引き直しましたものと、それから四十五年の十月給与改定というものを考えながらあわせて計算しておるということでございます。御質問のように、前年の年度のやつを

使つたらどうか、私もそのような御意見はございませんが、実際、概算要求しますときには、具体的に的確な数字が出ませんものですから、どうしても二年前になりますか、確定したものの使わざるを得ない、推計をすることは困難であるからということで、それが順次翌年度以降のものには止をされていくのではないだらうかと考えております。

それから六割というのも、六割がいいのか七割がいいのか、いろいろな問題があらうと思いますけれども、一応現段階におきましては、給与改定分と物価の上昇分との差といいますか率といいますか、その六割にしておるのでございまして、ちょっとこの辺のこところは、なぜ六割にしたかということの具体的な説明を、私、しかねるわけでございます。そういうかたこうで恩給のほうはきめられておる、その率を私たちは恩給との均衡を考えまして使っておるというのが実情でござります。

○山本(弥)委員 恩給に準ずるというたてまえをとつておりますところということになるとやはりむを得ないと私は思います。公務員の年金についてスピード制の採用等を配慮しなければならない時期が、この法案の審議の過程におきましても山中長官あたりからもお話をあり、皆さま方のほうも御努力を願つておるということを承つたわけでありますけれども、そういう場合には、この方式はどういうふうにお考えになつておりますか。大体こういう方式をおどりになるのか、あるいはただいま私が申し上げたように、四十五年度のベースアップの関係はもうすでに十月ごろにはわかっておりますわけです。物価の上昇も大体見当はつくわけでござりますね。あるいは六割に見るというようなことについても、これは検討中だと思いますけれども、こういう方法を踏襲されるわけでありますか、もう少し有利な方法をお考えになりつつあるわけなんですか。

○山本(明)政府委員 技術的にできないものはございませんけれども、はつきりと確定し

た数字が出来ますならば、給与につきましてはなるべく近い時期におきます資料を使うべきだらうと私は考えております。

それから六割につきましても、共済独自になります。この辺のところはもう少し実態をつかまして検討をしてみたいということで、現在のところは鋭意検討を進めております。

○山本(弥)委員 こういうことをいろいろ配慮いたしますと、ただいま年金給付の算定基礎というものは、退職前三ヵ年の給料の平均をとつておるわけなんですね。これなども、勧進退職その他の関係も、そういうときに給与のアップをするというようなこともありますよう、あるいは退職金の算定を有利にするということもありますようけれども、そういう場合に期待するのが、アップがあればそれが年金にいい影響を与えるということはやむを得ないわけですから、やむを得ないとしても、それだけ不利になるわけですから、退職時の給料と職の公務員とおくれてまいるということはやむを得なんですね。それが過去三年間ということであれば、スライド制をとるにいたしましても逐年現待なんですね。

この点はどういうふうにお考えになりますか。

○山本(明)政府委員 退職時の給料を基礎にすべきだという御意見も一部にはございますけれども、退職時に、先ほど先生のおっしゃいましたように、給与を上げる団体もござりますし、その上げ幅にもかなりいろいろな問題もござりますし、上げておらないところもありますし、その辺の均衡というの非常にむずかしくなってきます。退職時に上げるところと上げないところとの均衡の問題、さらにはわれわれが一つ大きな問題と考えておりますのは、厚生年金が総報酬の平均になつております。こちらのほうが退職前三年、これとの均衡もございまして、現在でも厚生年金等に比べまして共済のほうが有利でございますが、さら

いう問題もございますし、さらには掛け金、財源の計算の問題からしますと、退職時にすることによって掛け金の率が上がっていく可能性も出てくるんじゃないかということ等も考えまして、退職前二カ年間の給与の平均額というのが一応いまのところは定着した額ではないだろうか、定着した方法ではないだろうかという気がいたしております。

○山本(跡)委員 この点はいろいろ他の給付との関連もあるうかと思ひますけれども、やはりどこの制度が先行する必要があるのじゃないか。そのことによりましていわゆる退職年金、社会保険といいますけれども、社会保障的な性格を持つ退職年金を有利に配慮してやる。特に老後の保障なども問題になっているときでもありますので、このことも必要ではないだろうか。ことに公務員給与の場合は民間給与ベース5%アップにスライドするという、むしろ公務員の場合は逆に民間にあと追いというかこうになるわけでありますので、こういった問題については比較的有利に私は配慮すべきじゃないかということで御検討願いたいと思っております。

次に、共済給付を受ける遺族の要件が今度は緩和せられまして、配偶者の場合は無条件で給付を受けられるということになつたわけであります。その他の遺族につきましても、ちょっと聞き漏らしたわけであります。省令ですかあるいは政令ですかで有利な配慮をするというふうな御答弁があつたように記憶しておりますが、いわゆる配偶者以外の遺族に対する配慮についてお聞かせ願いたいと思います。

○山本(明)政府委員 配偶者だけは今回は法律ではつきり何らの制限もなしに遺族にするようになつたわけでございます。その他の者につきましては、主として組合員の収入により生計を維持しておるという条件があるのでございまして、それを政令で一応認定の基準をつくるております。その中で、現在のところ問題でございますのは、所

る給与法上の扶養手当となる被扶養者の制限、上限がございます。これを十七万七千円ではございません。そこまで上げれば――何か一つの基準がなましまして、上限を十七万七千円から三十一万七千五百円まで上げるということをひとつ考えておられます。

それからもう一つは、従来は扶養の五〇%以上を本人が持つということになつておつたわけでございます。それを今回は扶養の中心になると考究方ができないか。三人おりますときに、長男が四〇%、次男が三〇%、三男が三〇%という場合は、従来でございますと、それは五〇%をこえてないからだめだ。しかし、それはおかしいではないか。実際はその長男が中心になつておるやうないか。その方の遺族への扶養関係というのは認めてもいいじゃないか。これを扶養の中心となつておる者とということにして、そういう場合も救済すべきであろう、対象にすべきであるといううことで、大体大蔵省とも話はいたしました。そういうなかつこうで措置をしていきたい、拡大をしていきたい、このように考えております。いずれ政令をもちましてこれを出したいと思っております。

○山本(弥)委員 そういたしますと、中心になつておるということは、出し合つておるうちで最も多額のものを負担しておる者が組合員である場合は、その遺族の点については配慮する、こういうことになるわけですね。

それから次に、遺族年金の場合に、配偶者が五〇%ということに現行ではなつておりますね。これは相当古い恩給時代から五〇%、こうなつておるようあります。が、今日核家族といふ時代にならぬか子供にめんどうを見てもらえないというふ

きに、老夫婦が残された。いまの年金で、在職中に相当高額でない限りは、老夫婦が年金で生活できるという時代ではないと私は思うのであります。そのときに御主人がなくなったという場合に、一人減ったから半額でもいいじゃないかといふ考え方は、昔の古い時代には確かにそのことは言える。半額になって年金をもらひあるいは子供のめんどうも受けながら十分老後の生活が保障されるということは言えると思うのであります。これらをあいまの時代は昔の時代とは相當変わってきているのではないかと思いますので、この五〇%といふのはやはり率を高めるべきではないか。一人減つたから半額というわけにはまいらぬのではないかという感じがいたすわけであります。これらをある程度まで増額するというふうな話し合いはなされておりませんでしょうか、どうでしようか。

○山本(明)政府委員 先生のおっしゃいましたように、遺族年金の支給額が退職年金の半分だという問題につきましては、必ずしも十分であるとは言えないという感じもいたしますけれども、しからばそれをどの程度までの率にしたらいか、七割がいいのか八割がいいのかということになりますと、これまた的確な数字もございません。もし五割を若干七割とか八割に上げることになりますと、当然に今度は財源率のほうにもはね返つてしまりますし、非常に多方面に影響があるわけでございまして、これは社会保障制度全般の問題としてやはり検討すべき問題ではあるとは思つておりますけれども、直ちにこれを上げるという方向でただいまのところ話をしておるということはございません。かなり全般に影響する問題でござりますので、慎重な配慮をすべきである、このように私は考えております。

を救済する意味で、ある程度まで生計の維持に關係がない場合でも、いわば当然生計の維持に關係のあるたった場合にはもらえるであろうという遺族に対する制度は、これは配慮すべきではないか、かように考えるわけですが、この点はどういうふうにお考えですか。

○山本(明) 政府委員なるなどと並び指てになるる  
いう事例も私はあるとは思いますけれども、この  
共済制度が、組合員それから組合員の扶養関係に  
ある家族の相互扶助の関係から成立しておるもの

でございまして、眞に扶養関係にない者に、かけ捨てになるからといって、これをそういう関係の方に給付をするということは、社会保険制度の趣旨からどうであろうかという氣もするわけでござります。その辺のところは、気持ちよくわかりますけれども、全体として考えますときに、やけに何らかの意味で組合員あるいはその扶養関係にある者というものを取り上げて考えるべきものであります。検討は今後することにいたしまして、われわれとしては現段階としてはそこまでを広げられない。また社会保険制度の本旨から照らしてどうであろうかという気がするわけであります。

いろいろな意味におきましていまの社会情勢の関連もありますので、私は一がいに該当しないからといって、それらに対する一時金としての配慮をしていいということは、やはり故人との関連からいつても、ある程度までこういう問題も検討していく問題ではなかろうか。年金でないまでも、一時金として身近な遺族の方に、その後の問題については当然考えなければならない問題がいろいろ死後にも残されておるわけでありますので、それらの占も合わせて将来の検討事項として検討願いたい、かように考えております。

なお、健保改正で当然配慮されると思うのでもりますけれども、退職者についての短期給付の特例については、現在は療養給付の支給開始後五年

間は療養の給付を受けることができる、こうしたことになつておりますが、退職後に療養を必要とするという場合がよくあると思うのであります。が、この場合にある期間を限つて、また退職者の勤務年限等も配慮しながら、退職後ある期間療養給付を受ける配慮をすべきである、かとよに考えますか、今回の健保の改正はそういううえでこちらのほうに当然はね返つてくるわけですね。

○山本(明)政府委員 これも昨年から御意見がございまして、われわれいたしましても検討しておったところでございます。退職後一、三年あるいは五年くらいまでの間の人の罹病率が非常に多いということで、何とかできないだろかといふ検討はいたしております。今回健保の改正によりまして、健保法との関連におきまして、向こうの附則で、ただいま申しました退職後の関係の方々の医療給付につきましては、改正案の中に入れていますので、そちらのほうで措置を願おうございますので、そちらのほうで実施ができるという姿にいたしておるわけをございます。

○山本(弥)委員 それから、すでにくどくお話を出した問題でありますのが、専従者の問題ですね。これはおそらく私どもいたしましては強く要請をしなければならぬ問題の一つなのですが、山口委員が、いわゆる退職後役員というかこうで組合員に關係する以上は、長期給付はもとより、短期給付を受けられるような配慮をすべきではないかという質問もなすつてあるわけです。いろいろ身分上の關係もございましょけれども、退職後であっても、やはり当該地方公共団体の職員としての組合運営に専従しておるわけでありますので、短期給付についてはこれは十分配慮しておかなければなからうか、私はかうように考えるわけであります。これらも、今回の改正には盛り込まれておりますが、せんけれども、次の機会には十分配慮願いたいと思つておりますが、どういうお考えでございましょうか。

なお、これに関連いたしまして、いろいろ共済問題であります。これは当然大臣が組合の組合員のうちから任命するというふうな制度になつておるわけです。しかし、組合員といいましても、やはり専従が組合の事情を一番よくわかつておるわけですね。ですから、そういうのをやはり任命すべきではないか、かように考えるわけでありります。この二点につきましてお聞かせ願いたいと思います。

○山本(明)政府委員 第一点の問題でございますが、これは沿革的に見ますと、公務員関係の短期給付というのが健保事業の前にございまして、そして健保制度というのが出てきたときに、健保事業の代行として、本来は健保の中でやるのだけれども、一応先にやっておる、その共済の短期給付制度があるから、これは代行として認めようとというかつこうで今日まで続いておる。それで、公務員という特殊性に基づいてつくられて当初は雇用をし、そういうかつこうで健保事業の代行として認められておるものでございます。したがって、現在のところは、公務員の身分を失つた者、公務員以外の者にこの制度を適用しておるということはないわけでございまして、沿革からいきまして、も私は、公務員という身分を失つた場合にこの制度の中に残しておくことにつきましては、かなり疑問があるのでないかという気がいたします。そうして、もしやめられた方は、おそらく国保なり政府管掌健保のほうにそれに行く。その場合に給付の差があるじゃないかという御意見があるはあるかもしませんけれども、現にそれは、それぞれの適用を受けておるところの職員につきましては、共済との間に差はあることは事実なんございまして、そこまで実は現段階においては私は考えておらないのでございます。

それから二番目の問題は、組合運営審議会なり、それから共済審議会でございますが、ここにおきまして、組合代表の方に出でもらつておるわ

して、職員のそういう給与等の改善をしようと、うので団体の代表という意味で、そういう仕事をしておられますから出てもらつておるのであります。私は、この人たちが専従、いわゆるプロ専といいますか、専従オノリーになつたといって、これを継続するということについてはやはり問題があるのじゃないか。やはり組合員として出てきて、そこで組合員全体の問題を検討する。この方がやめられましても、組合員のそれぞれの代表者がおられるわけでございますから、またおかれになつて出てくるということも私たちはやぶさかでない。要するに、組合というサイドで組合員を代表してこの問題のよりよい改善あるいは民主的な運営に努力をしよう、そういう趣旨で考えておるものでござりますので、組合員の代表は今後やはり組合から出していく気持ちはわれわれは持っております。またそういうふうに現在運営してしまつておりますから、そこまではいまのこところは広げる気持ちは持つております。

合の意思を代表して発言する機会を持ち、また適切な運営に参加できるむしろ適材であろうか、こう思いますので、これも労働組合に対する認識いかんにもよりましょうけれども、その点は十分組合といふものと共済組合員といふものは不即不離のものであるという基本的な考え方方に立てば、私は理論だけで割り切るべき問題ではないと考えますので、この点も御配慮願いたいと思つております。

最後に一点、いろいろな変則的な問題で退職一時金の選択制の期限が、男子は切れておりますが、女子の分はことしの五月三十一日まで延期になつてゐるわけですね。これが期限が切れるわけでありまして、男子と違つて女子の場合は、この点いろいろ利害関係を考えながら選択をするという場合が多いと思うのであります。これは今回の改正でどうしてこの点もう少し延ばすというような配慮はなさいませんでしたか。

○山本(明)政府委員 選択の期限につきましては、おっしゃいますように、女子の方が非常に多い率を占めておりますので、今回五十一年まで延ばそうということに実はしたわけござります。しかし、これはやはり通算年金の趣旨からいきますとおかしいのでござりますけれども、男の方の受けける率は少のうござります。女の方はやはり早くやめて結婚するとかなんとかという問題等があるうかと思いますので、これは今回のこの法律の中にもうたいまして五十一年まで延ばすような措置をいたしたわけでございます。

○山本(弥)委員 それではこれは五十一年までに五年間延ばすことに法令改正でなつてゐるわけですね。それはこちらの不勉強でした。  
それでは質問を終わります。

○塩川委員長代理 林百郎君。

○林(百)委員 もう問題はほとんど出尽くしてしまっておりますので、だめ押しをするという程度で、同じ問題を時間の範囲内でお聞きしていきました  
いと存ります。

最初に、掛け金の問題ですけれども、地方公務員の共済組合の掛け金の長期の負担が本俸の四・四%から四・五%，つまり月額五万円の本俸だとしますと、二千二百円から二千五百円になる。これは組合員にとってはやはり非常に重い負担になつているという声が組合員から強いわけですね。組合員の要求としては、組合員の負担割合を三〇%以下くらいの負担割合にし、使用者が五〇%以上、国が二〇%以上、こういう負担割合を要求していることは御存じだと思いますけれども

○林(百)委員　社会保険でなくして社会保障と言えます。

○秋田国務大臣　社会保険という考え方でおりましょう。

年金制度が社会保障制度なのかあるいは保険制度でやつていくのかということですね。このことは基本的な重要な問題だと思うのですけれども、その点についてはどうお考えになつてあるのか、あるいは百歩譲つてどちらにウエートを置いて考えるべきか、いまの政府の考え方はどうなんでしょう。

百分の十五というものについて二十まで上げたがまだ出ておりませんが、自治省といったしましては努力してぜひ実現をはかりたいと考えておるわけでございまして、その点を御了承を得たいと存します。

○林(百)委員 声が小さくてよくわからないのですけれども、時間の関係で次へ進みます。

次に、スライド制の問題についても各委員から出ておりますね。ところが、このスライド制といふのは、今日のように非常にインフレーションで

も、この国の負担割合を上げるあるいは使用者の負担割合を上げる、そうして組合員の負担割合を下げていくというような方向への移行努力、考えはどうなっているのでしょうか。

○山本(明)政府委員 現在の公費負担が百分の十五でござります。厚生年金が百分の二十でございます。当初は厚生年金も百分の十、こちらの共済のほうも百分の十でございます。同じレベルで出でおりますがけれども、厚生年金のほうが負担が大きくなつておるという実態でございます。われわれといたしましては、できますだけこれを百分の二十にいたしたいという努力をいたしております。

〔塩川委員長代理退席、委員長着席〕

ただ、組合の方々と違いますのは、その百分の二十分のあとは折半にしよう。百分の二十にしますと、あと百分の四十、百分の四十、こういうふうに公費負担の残るところを使用者とそれから組合員で折半をしたいという考え方を持っておりますので、ちょっとそこのところは関係者の御意見と違うところでございますが、いずれにいたしましても、百分の十五を百分の二十にしたい。そうしてできますだけ組合員の負担の軽減をはかっていきたいという努力は現在一生懸命やつておるところでございます。

○林(白)委員 その百分の二十を一生懸命にやつておる。残りの八十を四十、四十にするという。それで、この年金制度に対する基本的な考え方を自治大臣にちょっとお尋ねしたいのですが、これは国家公務員にも通ずることですが、公務員の

ないのですか。どうして保険の上に社会をつけるのですか。社会をつけようとなつまいと、保険制度と社会保障制度といふものは、これはいま言つた負担割合の問題、そのほかのいろいろな問題に響いてくるところですから、社会保障制度的な方向へ努力をするとかあるいはその方向へエートを置くよう改善のめどをつけるとか、そういうことはおっしゃれないのでしょうか。

○秋田国務大臣　まだそういうことを政府としては申し上げる段階になつております。従来から申しておる基本的な態度をまだ変えるような事態にはなつておらないわけであります。

○林(田)委員　その保険制度的なものだということを考えていきますと、給付を引き上げるために、さつき公務員部長も言われましたけれども、公務員部長は国の負担分を上げるように努力すると言いますけれども、一般的に保険制度的な制度として考えるならば、給付を引き上げるといふことになると、それはね返り掛け金へ来て、掛け金を上げるということになつてくると思うのです。だから、やはり社会保障制度的な方向へ努力して、国の負担あるいは使用者側の負担を多くして、そして被使用者である公務員の負担を漸減していくという方向へ努力の目を向けるべきではないか、こういうように考えますけれども、大臣、どうでしよう。

○秋田国務大臣　ただいま申し上げたようなことに立っておりますが、国の負担につきましては、ただいま公務員部長がおっしゃいましたとおり、

えになつていますか。

○山本(明)政府委員 現在の地方公務員共済組合法の七十四条の二に、「一応年金額の改定につきましては「国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるもの」ということが四十一年の法律改正で実は入つてまいつたわけでございました。したがつて、その趣旨を受けて、先ほど山本先生にお答えいたしましたような、恩給の改定の要因の中に物価あるいは公務員の給与の改定というものが要素として入つてきておるわけでござります。これは、しかし、そのまま物価なり給与が上がるることに伴つて自動的に上がつてくるといふ制度ではない。歐米にござりますような、そういう自動的に物価なり給与の改定によつて動いていくというスライド制ではない。そこに問題があるわけでございます。われわれは現在公的年金制度調整連絡会議でこの問題を検討しておりますのはそのことでございます。昨日来から総理府でお答えしておりますように、公務員グループ、それから厚生年金その他の民間グループ、それから私学農林グループ、それからさらに災害関係、労災とか公務災害関係の四つのグループに分けて、特に公務員グループの場合には、民間グループのそういうスライドのやり方よりも、制度的にはわりと簡単にいけるのではないかというような気もするわけでございます。このグループでただいま検討をしておるわけでございます。そこである程度の方法が出てまいりますれば、それが自動的なスライド制になつていくのではないか。そのときにいま先生のおっしゃいましたようなことがその法律で保障されてくるのではないだろうかという気がするわけでございます。現在せつかくその検討をしておる段階でございます。

○林(昌)委員 わかりました。これは物価高の指數については政府自身も、毎年毎年施政方針演説の中でも総理自身もまた大蔵大臣も発表しておりますので、わかり切つておることですから、さら

騰貴していくことは間違いないのだから、ただそれを正確に調査した上で——物価が毎年毎年おるわけですから、そういう場合にはやはり自動的にスライドしていく、少なくとも政府が認めて責任ある国会で担当大臣がその指數まで出して國会で発表する物価高の指數くらいのものは自動的にスライドしていく、そういう方向にさらに一歩努力されたいと思うわけです。

同じ問題で、退職時の賃金を年金給付の算定の基礎にするかどうかという問題が出てくるわけですね。これは本質的にも同じ問題だと思いますが、現行法では公共企業体職員等の共済組合と市町村職員共済組合では退職時の賃金になつておる、こういうよう私のはうでは理解しております。これを年金給付の算定基礎、これは附帯決議にも毎年出ておるわけですが、退職時からさかのぼつて三年間の平均俸給額にするということは、ことに近年のように毎年毎年物価がはなはだしく上がっていき、そのため民間も、公務員もそうありますけれども、激しい賃上げの戦いがなされる。現にきょうは私鉄は二十四時間ストップをやつておる。これは労働者が食えないためなんだから、毎年毎年物価が上がつていくわけなんですから、一定の賃金が上がつても物価が上がるために、実質的には賃金が上がつたことにならないといわれるほど物価が上がつていくときなんだから、これは地方公務員の現行賃金体系のもとでは基準となる退職時の賃金を基礎にして年金給付の算定基礎にすべきである。これは先ほどのスライドと同じ性質の問題ですけれども、この点については他にももうそのことが實行されておる共済組合もあるわけですから、その点についてはどうお考えですか。

とになつております。  
そこで、われわれがこの問題を取り上げますと  
きに非常にむずかしい問題は、自治体によりまし  
ては退職時に五号とか六号とか昇給いたしまして  
やめていつもらつておる人もおります。あるい  
はそれをせずにそのまま、従来のまま退職をし  
てきておる人もおられます。したがつて、退職時  
における給与ということになりますと非常にアン  
バランスになつてしまります。しかも掛け金は、  
そういう退職時に三号とか四号とか高く上がると  
いうことを前提としておるんじやなしに、従来の  
給与のままひつて退職するということをやつて  
おります。したがつて、掛け金と給付を受ける額  
との間に個々人によつて、あるいは自治体によつ  
てのアンバランスの問題が出てくるのではないか  
か。あるところは高くなつてしまいる。三号、四号  
上げてやめてもうところもございます。そういう  
うアンバランスが出てまいりますと、この共済制  
度として非常に公平といいますか、それを失くす  
ではないか。と同時に、もし退職になりますと  
かなりな財源も必要といたしますので、現在の掛け  
金では十分でなくなるということがございまし  
す。それから特に私たちは厚生年金との関係がい  
ろいろの点で出てまいるわけでございます。厚生  
年金の場合には、御承知のように、全勤続期間中  
の給与の平均になつております。私のほうの年金  
のほうは三年平均でございます。これが共済と厚  
生年金との格差の出てくるところでございまし  
て、地方公社等が現在厚生年金に入つております  
のを団体共済のほうに移りたいといふのも、やは  
りそこにあるわけであります。あまりこちらと厚  
生年金との格差を大きくすることも年金全体とし  
て問題があるのではないか。  
こういう観点等々ございまして、われわれとい  
たしましては一応退職前三年の給与の平均額とい  
うのが妥当な、一応定着した制度ではないであろ  
うか、こういうふうに考えております。  
○林(百)委員 その点は私と見解が異なつておりますが、将来はやはりこういう高物価の時代、こ

とにかく物価が一年ごとに非常に激しく上がっていくわけなんです。したがって、賃金もそれにつれて、たとえば五けたとかのベースアップ要求とかいうようなことでストライキまでうたれるという時代なんですから、やはり技術的ないろいろの問題は比較もあると思いますけれども、これは退職時の俸給を基準として年金の算定の基礎にするということが私は合理的だと思いますので、その点は絶来ひとつ十分検討していただきたいと思います。

その次に、年金の資格期間と年金の資格期間をこえる年金の加算率についてですけれども、現行制度は、言うまでもなく、年金資格期間が二十年で、それで給料年額の四〇%が支給されることになつておる。また加算率は、言うまでもなく、資格期間をこえて一年について一・五%ずつになつておるわけです。しかも最高限度額は給料年額の七〇%で抑えられ、最低保障額は本改正案でもさか十五万になつておると思ひます。このような最低保障額は、月額にすれば一万二千五百円にすぎないわけですね。支給されている俸給でさえ満足な生活ができないのに、退職後の生活が月一万千五百円ということでは、これはとても生活ができないことは明らかだと思うのですね。だから年金の資格期間、加算率、最低保障額等については、これは検討を要する問題をここに含んでおるのではないか。そうすると、あなたはすぐ積み立て金の問題だと負担割合の問題だとかといふことになりますけれども、しかし、現実の問題としては、おまえやめたから月一万二千五百円で生活して、おまえやめたから月一万二千五百円で生活して、といったら、できないわけなんですからね。定年制が問題になつたとき、地方公務員の諸君が一番関心を持ったものはやはりこの年金制度だったわけですから、その一つの重要な問題が、この年金の資格期間をどうするか、加算率をどうするか、最低保障額をどうするかという問題だと思いますが、それについての見解をひとつ聞かせてもらいたいと思います。

たございますけれども、大体現在の各年金制度は二十年でございます。船員保険が十五年でござります。それから鉱夫、炭鉱関係の方が十五年。いわゆる特殊な業態の方は、これは年金の期間が短く、一般的には大体二十年になっておりますけれども、一般的には大体二十年というものが現在の年金の受給資格になつて、それで統一されておるわけあります。それとの関連、いわゆる現行の社会保険制度との関連という問題が一つござりますので、この問題も、言われる意味は私はわかりますけれども、なかなかこれは私のほうの地方公務員の共済だけで措置のできる問題ではないというような気がいたします。当然それには、先生から先にくぎをさされましたがれども、やっぱり財源の問題もからまつてくると、いうように考えております。

それから加算率の問題につきましても、どうしでもわれわれの共済年金というのは厚生年金と常に関連を持つて検討をしておりますので、現在でさえも厚生年金よりも共済のはうがいいのが、さらによくなつていく、公務員という特殊性があるだけに、その格差を広げていっていいのかどうかという問題も一面には実はあるわけでございます。これも直ちに上げるということは困難ですね、こう、このように実は考えておるわけでございます。

それから給付の最高限度の制限という問題、これもある一定のところで限度をとめざるを得ないというところから、こういうかつこうでとめているわけでございまして、これも財源との関係におきます調整になつてくるわけであります。

先ほど先生のおっしゃいました一万何がしといふのは、おそらくこの共済年金の制度をまるまる受けた二十年ということになりますと、私はそんな低い数字じゃないと思うのでござります。おそらく現在は、従来それぞれございましたものを引き離ぎ引き離ぎできますので、この制度を二十年間経ますと、そういう低い人は私はおらないのじやないか。現在のところは、これが三十七年に発足いたしておりますから、その前のいろいろな

○林(日)委員 時間がありませんので、具体的な数字の検討についてはもうやむを得ません、省きます。私のほうでは、最低保障額が十五万という規定がありますから、十五万とすれば、月額にすれば一万二千五百円になる、法規にそういう規定低いのは、まるつきりこの共済制度に乗りますと、将来はなくなるのではないかという気がしてるのでございます。

それから遺族年金の支給範囲の拡大の問題ですね。それから支給額の引き上げも関連てくるわけですけれども、遺族年金のほうの最低保障額は、この改正案によりますと十一万五千二百円。これはもしかしたら数字があつたら出してもらってけっこうですが、私のほうの計算では十一万五千二百円、月一万にも満たないものであつて、これはもう当然の権利者である配偶者、今度は配偶者は主として生計を維持している場合、を除かれたわけですけれども、この配偶者にしてもこの程度のものなんですね。したがつて、こういうわずかな額になるわけであります。しかもそれであつ子や孫、父母、祖父母等については、主として生計を維持している場合というのがまだついているわけです。ところが、六十三国会での当委員会の附帯決議にもありますように、「遺族給付を受ける遺族の範囲については、実情に即して、すみやかに制限なしに当然一定の額を相続して給付すべきだ」と私としては思いますけれども、これらの子、孫、父母、祖父母に対して、この主として生計を維持している場合というものを漸次排除していく、そうして生涯を公務員として働いた者の当然の権利を相続権者が相続できるような方向へ改善して

○山本(明)政府委員 今回遺族の拡大を法律の中に、配偶者は所得制限をせず、それからその者につきましても政令で拡大をしていこうという趣旨は、本委員会で附帯決議がつきまして、できるだけ広げてあげたらどうだろうかという御趣旨にて沿つたものでございます。ただ、所得制限を付します場合に、先ほど申し上げました何を基準にするかということになりますと、やはり給与法の扶養家族ではなくて、所得税法の関係で三十七万まで上げていこう、所得の制限もできるだけ高くしていこうという努力をする一方、扶養も何名といふ、主としてという場合、大体一般的には五〇%という問題になつてしまりますけれども、そういう数字ではなくて、扶養の中心になつておるという考え方でできるだけ拡大をしていこうという趣旨をとったわけでございます。そこで「主として」ということを抜いてしまって、扶養家族関係があまりないのにそれを遺族と見ることにつきましてはいろいろな問題がございますので、現在のところ、最大の努力をいたしましてここまでできたわけでござります。われわれもできますだけ遺族の範囲は拡大をしていきたいという方針は持つておりますので、今後とも努力をしていきたいと思つております。

○林(百)委員 大臣にちょっとお尋ねしますが、年金に所得税を課するということですね。年金の長期給付は賃金のあと払いであるという考え方から、掛け金徴収時には所得税の対象としないけれども、年金の給付時には所得税を課している。

本来この給付額は、老後の生活保障として、老齢者、遺族の生活給としての性格を持つものであって、課税の対象とするべきものでないようと思つわけですけれども、これは課税の対象から除外する。社会保障的な性格も帶びているものでもありますししますので、そういうものに課税する。というのはどうも矛盾していると思うわけなんですね。給付を受ける場合にも課税の対象からこれを

が、その点についてはどう考えていらっしゃるか、大臣と部長と両方にお聞きしたいと思います。

○秋田国務大臣 確かに、年金によって老後の生活をささえていくのでありますし、退職年金が生活の大きな支柱になるということは御指摘のところであります。これに税金を課するのは酷ではないか、その素朴な考え方はよくわかります。私も個人的にそういう感じを抱くのでございますが、しかし、ある程度の収入のあるところ課税の対象になるという税務本来の関連からの点もあるし、全体とのバランスもあるうと存じます。今回の所得税の減税の結果、退職年金だけの収入の場合、夫婦の世帯で年収約七十八万円までは課税をしないという措置等も講じて、この点考慮をいたしております。

この問題は、本来税体系の中で詳しく述べるべきものと思っております。

この点については今後の検討等の課題であると思つておりますけれども、本来的には大蔵省方面の御意見等も十分聞いてもみたいと思うのですが、個人的には私も感じを同じくいたしております。

○林(百)委員 部長どうですか、いまの大臣の答弁は。

○山本(明)政府委員 大臣のお答えのとおりであります。

○林(百)委員 将来改善する方向へ努力をするのですか。たとえば大蔵省あたりと交渉して、社会保険的な性格を持つておるので、課税の対象からこれをはずす方向へ努力をしているか、あるいはするつもりなんですか、それともこれはもうそのままにずっと放置されているのですか。

○秋田国務大臣 政府としてオーバーライズされた形において検討云々という段階に立ち至つておりますが、個人的には十分研究をしてみたいと考えております。

○林(百)委員 これは大臣、社会保障的な性格を重視するならば、それに対しても税金の対象にする

ということはおかしいので、税金は俸給のときにもう源泉課税として取られています。しかし、これは積み立て金だけは除いております。積み立て金を俸給を受けるときには必ずしておきながら、今度は年金として受けける場合に税金の対象にする、というのは制度としても一貫しておらない制度だと思ひますので、この点は改善のために努力してもらいたい、こういうふうに思うわけです。

か。時間があれば、不動産投資分がどういようよ  
に運用されているか、ここにいろいろ問題もある  
こともわれわれ知っておりますけれども、時間が  
ありませんのでその点は省きますけれども、もう少  
少し貸し付け原資を増額してもいいのではないかと  
いうのと、貸し付けについて利息を払うという制  
度自体についてどう考えておるか、この点をお聞  
きしておきたいと思う。

分について検討をさらにしていくべきだと思います。それから貸し付け利率の点についても制度としてどうあるべきかということをさらに検討していただきたいと思います。

かなければなるまいという点につきましては、変わっておらないのであります。しかし、旧憲法時代の恩恵というような考え方を持つておらぬのであります。その意味におきまして、こういふ点を修正いたしまして、組合員の老後なりあるいは短期給付の面においていろいろその福祉をはかつていく点において、合理的な制度及び利益の保全につきまして十分改善を加えてまいりたいと考えております。今後ともその努力は続けたいと存しております。今後ともその努力は続けたいと存じております。

○菅委員長　内閣提出にかかる昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する、古屋享君、山口鶴男君、小濱新次君及び吉田之久君から、四派共同をもって修正案が提出されております。

案 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正

組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。  
第二条のうち、第一百四十四条及び第一百四十五条の規定による部分を次のように改める。

五百円」に改める。  
百七十四条第一項に次の二号を加える。  
八 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第  
百二十四号）第一条に規定する地方住宅供

○林(百)委員

### 将来やはり組合員の貸し付け原資

給公社

九 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社第二百四条第四項中「十五万円」を「十八万五千円」に改める。

第一百四十三条规定第一项第五号中「以下」の章において」を「新法第一百七十四条第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において」に改める。  
第三条のうち、第一百四十三条の十五の改正に関する部分の次に次のように加える。

〔昭和三十九年十月一日〕に改める。  
附則第一条ただし書中「第九十三条第二項及び第三項」の下に「、第一百七十四条第一項」を、「第四十二条」の下に「、第一百四十三条第一項」を加え、「及び第一百四十三条の十五」を、「第一百四十三条の十五及び第一百四十三条の二十二第一項」に改める。

附則第六条を附則第七条とし、附則第五条第二項中「前条」を「附則第四条」に改め、同条を附則第六条とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

(地方住宅供給公社等の復帰希望職員である者に関する経過措置)

第五条 昭和四十六年十月三十一日において地方住宅供給公社又は地方道路公社の職員として在職する者であつて改正後の法第二百四十四条第一項に規定する復帰希望職員であるものが同年十一月一日に改正後の法第二百九十五条第一項に規定する団体共済組合員となつた場合には、その者は、当該復帰希望職員となつたときにおいて改正後の法第二百四十四条の第二項に規定する復帰希望職員となつたものとみなし、改正後の法第二百四十四条第一項に規定する公庫等職員であつた間、改正後の法第二百九十五条第一項に規定す

る団体共済組合員であつたものとみなし、改正

る団体共済組合員であつたものとみなし、改正後の法第百四十四条の二の規定を適用する。この場合において、地方公務員共済組合は、改正後の法第百四十条第四項において準用する改正後の法第六章の規定により当該復帰希望職員及び公庫等が負担した掛け金及び負担金を、政令で定めるところにより、地方団体関係団体職員共済組合に移換しなければならない。

前項に規定する者が引き続き改正後の法第一百五十五条第一項に規定する団体職員として在職

第一二十三条中「昭和四十二年度及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）附則第十二条」を「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）附則第十二条」に改正する。

に取り扱うこととしたのであります。  
次に改正案の内容について申し上げます。  
地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員に団体共済組合制度を適用することとし、過去における該公社の在職期間につきましては、これを団体共済組合員期間に通算することとしたしております。  
また、これらの通算措置に伴い公社職員の厚生年金の被保険者であった期間にかかる厚生保険特別会計の積み立て金につきましては、政令で定めるところにより、二年内に団体共済組合に移換することとしております。  
なお、本案は、昭和四十六年十一月一日から施行することといたしております。

○菅委員長　内閣提出にかかる昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び

ひこれに付する修正案を一括して討論に付するの  
であります、別に討論の申し出もありませんので、  
直ちに採択いたします。

ます、古屋亨君外二名提出の修正案について採決いたします。

○**菅委員長** 起立総員。よって、古屋享君外三名  
提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

## 組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部

に取り扱うこととしたのであります。

次に改正案の内容について申し上げます。

体共済組合制度を適用することとし、過去における当該公社の在職期間につきましては、これを団体共済組合員期間に通算することとしたております。

また、これらの通算措置に伴い公社職員の厚生年金の被保険者であつた期間にかかる厚生年金保険特別会計の積み立て金につきましては、政令で定め

るところにより、二年以内に団体共済組合に移換することとしております。

以上が修正案の提案理由とその内容であります。何とぞ皆さまの御賛同を得まして、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

(拍手)

○官委員長　内閣提出にかかる昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及

びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採択いたします。

ます、古屋亨君外三名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

第一頁第二行



か地方行政連絡会議とか、さまざまの機構改革を打ち出してきたのであります。それらの制度の効果が十分に發揮されなければかりか、そのほとんどの制度は有名無実化されているのが実情であります。また地方にとつても、次から次へと自治の制度について改正が行なわれるならば、地方は混乱するばかりで、地方自治体の本来の使命である住民福祉の推進に障害を招く結果にもなりかねないのです。制度、法律というは、本来国民の中にその必要性が高まって初めて法制化されこそ本来の趣旨に沿うものであり、決して法律が優先すべきものではないと考えるのであります。

地方自治の健全な育成のため、今後は十二分に地方の実態を把握した上で、法、制度の改正を行なうべきことを強調して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○菅委員長 吉田之久君。

○吉田之久委員 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方自治法の一部改正に対し、反対の意見を申し述べます。

われわれはもとより地方公共団体が当面しております各種の共同処理方式による広域行政体制の推進の必要については認めるところであります。が、今回の法改正による運合方式は、その運用のいかんによつては将来自治体を破壊に導くおそれを多分に含んでおります。

なぜなら、この連合は、その資格は特別地方公共団体という形になりますが、その運営はあまりにも彈力的であつて、将来どのような異常なものに発展するかもしけない可能性をはらんでいるからであります。しかも、あらゆる類型に分類されなければならぬほど複雑多様なものとして成長する余地を持つており、その歯どめはほとんどないがて住民の手の届かないところで重要な計画が独走する懸念が考えられます。他方、複雑化する地

方行政の仕組みは、住民の理解を絶得をいたしまして、困難なものとさせ、結局、地方自治が住民から遠離するおそれがあります。

したがって、当分の間現行法の指導で十分広域行政は進め得ると判断するわが党は、本改正に反対するとともに、今後のさらに慎重な検討に持たれることを強く付言いたしまして、意見を述べます。○**林百郎君**

○**林百郎君** 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております地方自治法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行ないます。

第一に、本改正案によって政府が創設しようとするとする市町村のいわゆる連合は、市町村の自治権、住民の自治権をきわめて露骨にじゅうりんするものであるといって過言でないと思います。

連合において共同処理する事務が関係市町村のすべてに共通する事務でなくとも差しつかえないところによって、本来市町村が地域住民の意思を十分に反映して行なうべき住民の日常生活にかかわるすべての事務を、連合が自由に取捨して処理できることを可能といたします。これは政府の主張するように、連合が一部事務組合の単なる一類型などという、一部事務組合の手直し的なものではなく、市町村の上に立つ新たな行政機構であることを示すものであります。しかも、連合の共同処理する事務は、規約によって事前の授權をあらかじめ封ずることを看護するものであります。また、連合を構成する一部の自治体のみの共同処理事務について、それらの自治体を代表する議員の議決権にウエートを置く特別議決の方法の規定は設けられてはおるとはいえ、関係市町村自体の自治権を侵すという性格には何ら本質的に変わりません。

反対せざるを得ないのであります。

第二に、連合は少數者による非民主的、中央集権的な行政を行なう広域行政機構であるとであります。

本改正案では、連合の執行機関である理事及び管理者とその議決機關である連合の議会の議員との兼任が許されており、これは從来の一部事務組合について、行政実例によつて、不適当であるとされていた執行機關と議決機關の混同をあらかじめ規定するものであります。このことは、連合の非民主的性格をきわめて明瞭に示すものであり、連合の創設によつて地方公務員の団結権、団体交渉権に制限を加えるとともに、このような行政機構が地域住民の意思を十分に尊重した行政を担当し得ないことは明らかであります。これが反対の第一の理由であります。

第三に、連合は地方自治体を中央直結にさせある道を開く行政機構であることは明らかであります。

連合の事務局長の設置及び規約に定める以外の多くの事項については事務局長に委任することを常例とするという規定は、事務局長の地位を天下り人事によって占めることによつて、住民の意思よりも中央の顔色をうかがうという地方政府を行なわせる危険を十分はらんでおるものであります。このことは今日の政府の行なってきた多くの実例からして容易に推察できることがあります。このような制度にわれわれは賛成することができません。

第四に、本改正案が憲法に規定する地方自治、住民自治の精神を侵すものであります。

一部事務組合の一類型と称して創設されたこのいわゆる連合は、以上のように市町村の上に立つ新たな、強力な権限を持つ広域的な地方公共団体であるにかかわらず、連合の議会の議員及び執行機関は、一部事務組合の議員と同様、住民によつて直接選挙されるものではありません。これは、憲法第九十二条の「地方公共団体の組織及び運営

に關する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。同じく憲法第九十三条第二項「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選舉する。」という憲法の精神を明らかにじゅうりんすることになるものであります。

第五に、以上のように市町村の上に立つ非民主的、中央集権的な行政機構の創設を、地方自治の本旨を侵害してここに強行しようとする政府の眞の意図は、大資本のためのいわゆる新全線に基づく國土再開発を推進するための広域行政機構を創設して、そのためには市町村の自治そのものの、住民の自治そのものを破壊することによつて、財界方面が強く要求しておる道州制への土台を築くことにもなります。

以上のとく、本改正案は地方自治のためにとっていき難いものであり、わが党は、広域的な党は政府のかかる意図に反対します。

一言付言しておきますが、わが党は、行政については、あくまでも住民参加のもとに關係自治体が民主的に協議して決定し、推進していくべきであることを主張いたします。また、一部事務組合については、組合議員の定数を増加して、会議の運営、組合管理の民主化をはかり、事業計画、予算、決算などを関係住民に公開をして運営すべきことを主張するものであります。

以上をもつて、本改正案に対するわが党の反対討論をいたします。

○菅委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり  
○**菅委員長** 御異議なしと認めます。よって、そ  
のよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○**菅委員長** 次回は、来たる十九日、水曜日、午  
前十時から理事会、十時三十分から委員会を開く  
こととし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時三十一分散会